

○第146回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：令和元年6月24日（月）14：32～16：51

議事概要：

（1）動物用医薬品（チルジピロシン）の食品健康影響評価について

審議の結果、チルジピロシンの許容一日摂取量（ADI）を0.03 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* マクロライド系抗生物質で、海外で動物用医薬品として牛及び豚の細菌性肺炎の治療に使用されています。

（2）動物用医薬品（チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤（ズプレボ40注射液））の食品健康影響評価について

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* 豚の細菌性肺炎の治療に使用される製剤です。

（3）動物用医薬品（フロルフェニコール、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン））の食品健康影響評価について

・フロルフェニコール

審議の結果、第2版の結論と同じ、フロルフェニコールのADIを0.01 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン）

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* フロルフェニコール

チアンフェニコール系抗菌性物質で、動物用医薬品として牛、豚、鶏及び養殖魚で使用されています。

* フロルガン

牛の細菌性肺炎の治療に使用される製剤です。